

## 起業支援型地域雇用創造事業に係る募集要項

この要項は、起業支援型地域雇用創造事業の業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1 事業の概要

#### (1) 対象業務

起業後10年以内の県内企業等(※)が、失業者を新たに雇い入れて実施する事業であって、継続雇用が期待される事業とする。

※起業後10年以内の県内企業等

- ・県内で起業し、本社が県内にある起業後10年以内の民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合、個人事業主等
- ・起業後10年超の民間企業等が、新分野進出のために社内に新たな部門を設置し、実質的に起業と同等に認める(日本標準産業分類の分類が変更・追加されること等)ことができる場合は、対象とする。
- ・起業後10年超の民間企業が、従来の業務を引き継いで分割・合併により設立した新会社は、対象とならない。
- ・契約締結時点において10年以内であることとする。
- ・企画提案提出時点で起業していれば対象とする。

#### (2) 委託期間

委託契約締結日から平成26年3月31日まで

ただし、委託業務内容により、契約締結日から1年の範囲内において再契約することがある。

#### (3) 予算額

160,000千円(総額)

### 2 業務委託要件

#### (1) 事業内容に関する事項

- ① 県の委託事業としてふさわしい公共性等を備えた事業であり、県が既に実施している事業の振替等でないこと。
- ② 民間企業等の既存事業の振替や欠員補充ではなく、新たに雇い入れる事業であること。
- ③ 建設・土木事業ではないこと。
- ④ 県内の失業者を雇用し、県内において実施する事業であること。
- ⑤ 国、県及び市町村の補助金又は委託費等の対象事業ではないこと。
- ⑥ 委託事業の総事業費に占める新規雇用者の人件費の割合が2分の1以上であること。

## (2) 新規雇用する労働者に関する事項

- ①新規雇用者の募集については、広く周知を図る観点から、必ずハローワークへ求人申込みを行ったうえ、その他の方法により可能な限り募集の公開を図ること。
- ②新規雇用者については、雇用保険受給資格者証等で失業状態にあることの確認を行うこと。
- ③新規雇用者の2分の1以上が事業終了後も継続して雇用される見込があること。

## 3 応募資格

応募する時点で、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 当該業務を的確に遂行できる能力を有すること。  
※総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿並びに労働者名簿、出勤簿及び賃金帳簿を整備していること。
- (2) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。

## 4 提案内容

- (1) 事業全般に関する事項
  - ①事業の全体像
  - ②新規雇用計画及び新規雇用者募集方法等
  - ③新規雇用者の業務内容
  - ④事業実施体制等
  - ⑤これまでの実績（過去に受託した緊急雇用創出事業等）
  - ⑥正規雇用化目標と達成方法
- (2) 経費に関する事項
  - ①人件費（新規、既存雇用者別）の積算内訳
  - ②その他事業費の積算内訳（品名、単価、数量等具体的な内容がわかるよう記載すること。）

## 5 対象となる経費

- (1) 新規雇用者人件費
  - ①賃金、就業規則等に規定されている各種手当（一時金等を含む）等
  - ②新規雇用者に係る健康保険料、雇用保険料、労災保険料等の事業主負担分
  - ③新規雇用者の人件費に係る消費税
- (2) 既存従業員人件費
  - ①既存従業員の委託事業従事分の人件費（従事内容、従事月日、時間数等が確認

できるものに限る。)

②上記に係る健康保険料、雇用保険料、労災保険料等の事業主負担分

③既存従業員の人件費に係る消費税

※既存従業員に係る一時金等は、当該事業の経費とすることはできない。

(3) その他事業費 (いずれも事業を実施する上で必要と認められるもの)

①旅費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、リース料等

②その他当該事業に必要と認められる経費 (要事前協議)

※次に掲げる経費は対象外。

- ・土地、建物、備品 (オフィス機器、家電、カメラ、パソコン等) の取得費
- ・施設・設備の設置費、改修費
- ・IT システム構築に係る経費
- ・その他、事業との関連性が認められない経費
- ・国、地方公共団体の補助金、委託費等により、既に支弁されている経費

## 6 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

平成25年11月25日 (月) から平成25年12月6日 (金)

(2) 応募方法

配達記録が残る方法で郵送又は、持参すること。

(3) 提出書類

①企画提案提出書 (様式1及び付表)

②事業計画書 (様式2及び様式3を含む)

- ・様式2「事業計画書目次」を1ページ目とし、様式3「経費積算書」を最終ページとする。その間に提案内容を記載した資料を綴るものとする。
- ・様式3「経費積算書」は平成25年度分、平成26年度分を年度毎に別葉で作成すること。
- ・様式2及び様式3以外の事業計画書の様式は任意とし、用紙の大きさはA4版とすること。

③応募者の概要がわかるもの (会社案内等)

④定款又は寄附行為、商業登記簿謄本の写し (個人事業主の場合、開業届の写し)

⑤貸借対照表及び損益計算書 (直近2期分) の写し

⑥就業規則の写し

(4) 提出部数

1部

(5) その他

- ・企画提案書の提出に必要な費用は提出者の負担とする。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・企画提案書提出後の内容変更は不可とする。
- ・必要により応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

- ・提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。

## 7 審査方法及び選考基準

### (1) 審査方法

企画提案された内容について、プレゼンテーションを実施する。

※平成25年12月中旬予定（日時、場所は別途通知）

プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認めない。

応募者多数の場合、企画提案による書類審査を実施し、プレゼンテーションを行う者を決定する。

### (2) 選考基準

①提案内容の目的適合性

②提案内容の実現可能性

③事業費の妥当性

④事業費に占める新規雇用者人件費割合が高いこと

※人件費単価は給与規定等の根拠に基づくものとする。

## 8 選考結果の通知と委託契約の締結等

### (1) 選考結果の通知等

選考結果は、採否を問わず、提案者に対して文書により通知する。

### (2) 委託契約の締結

委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規定に基づき、締結する。

※企画提案事業の内容、規模及び経費等については、調整の上変更することがある。

## 9 留意事項

①選考された事業は、県からの委託事業として実施する。（国や県、市町村の補助金又は委託費等の対象事業でないこと。）

②本委託事業の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守する。

③他に行っている事業と明確に区分した経理処理等を実施する必要がある。

※会計帳簿等の帳簿類は事業終了後5年間の保管が必要となる。

④財産の取得は認められないことから、事業運営に機器等が必要な場合は、リース、レンタルで対応すること。

⑤本委託事業により発生した収入があるときは、返還を命じる場合がある。

⑥平成26年4月以降は新たに雇用を開始することはできない。

⑦本委託事業について、国の雇用関係助成金等との供給はできない。

⑧受託者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人

情報保護条例（平成10年12月24日青森県条例第57号）等を遵守する。

- ⑨事業の受託により得られた情報等については、事業終了後においても守秘義務がある。
- ⑩国が実施する各種助成金と委託費の支給事由と同一の理由により支給要件を満たすこととなるものとの供給はできない。
- ⑪国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。

## 10 情報公開・情報提供

本事業の取組状況や成果については、随時、県のホームページや広報誌等で公開する場合がある。

### 11 企画提案に関する質問

- ・平成25年11月25日（月）から平成25年12月2日（月）までの間、企画提案募集に関する質問を受け付ける。（審査に関する質問を除く）
- ・質問に当たっては、原則として、質問書（様式4）により、質問の趣旨を明確にした上で、下記「問い合わせ先・応募窓口」あてにファックス又は電子メールにて問い合わせることとする。
- ・質問に対する回答は、質問書を提出した者あてにファックス又は電子メールで回答する。

### 12 問い合わせ先・応募窓口

青森県商工労働部労政・能力開発課雇用企画調整グループ（県庁南棟4階）

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

電話：017-734-9401 / FAX：017-734-8117

E-mail：roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp